

「『スマート自治体』の実現に向けた取組の推進」について

1	業務のデジタル化の推進	2
(1)	行政手続のデジタル化、簡素化の更なる推進	2
(2)	RPA、AIのデジタル技術を活用した業務の拡大	4
(3)	デジタル技術を活用した課題解決策の検討	7
2	デジタル人材の育成、活用	8
(1)	デジタル人材の育成	8
(2)	専門人材の活用	9
3	行政情報システムの全体最適化	10
	全体最適化プロジェクトの推進	10
4	自治体情報システムの標準化・共通化	12
	基幹系システム（20業務）の標準仕様準拠システムへの移行	12
5	市町村の取組支援	15
(1)	行政手続のオンライン化の促進	15
(2)	マイナンバーカードの普及促進	17

令和4年8月19日

総務部・政策企画部

1 業務のデジタル化の推進

(1) 行政手続のデジタル化、簡素化の更なる推進

○ 施策の目的

県民がより一層デジタル化の恩恵を実感できるよう、県民目線でデジタル技術を活用した業務改革を進め県民サービスを充実

○ 内容

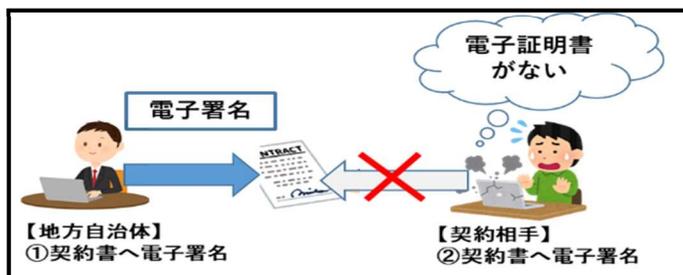
① 行政手続の電子化・押印廃止

- ・ 県で対応可能なすべての申請や届出等の行政手続について、令和2年末までに電子化、押印廃止の対応を完了
- ・ いばらき電子申請・届出サービスにおいて、マイナンバーカードによる公的個人認証サービスを活用し、更なるオンライン化・添付書類の簡素化を推進
- ・ 現在、国の法令改正により対応可能となったものから随時対応中
 - 電子申請 1,854 業務のうち 1,050 業務、押印廃止 758 業務 (R4.4.1 現在)

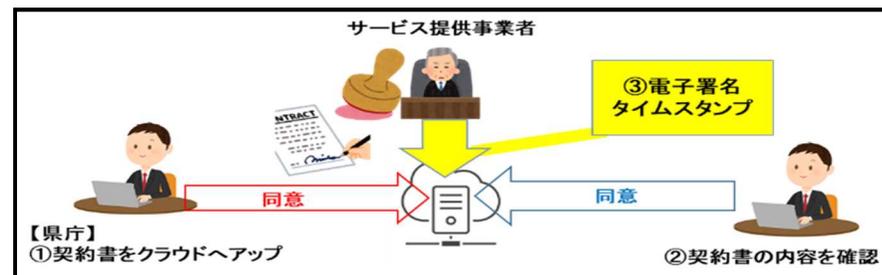
② 立会人型電子契約の導入

- ・ インターネット環境があれば、契約当事者が電子証明書^{※1}を必要とせずに契約を締結できる立会人型電子契約を令和3年5月に導入 (都道府県で初めて)
 - 利用実績 1,621 件 (R3.5月～R4.7月)

●従来の電子契約 (当事者型)



●立会人型電子契約



※1 電子証明書 信頼できる第三者 (認証局) が間違いなく本人であることを電子的に証明するもの

③ 電子署名※2の導入

- ・ 県発出文書の真正性を簡単に確認できるよう、県で対応できるものについて、電子印影に加えて職責による電子署名 (Governor of Ibaraki Prefecture) とタイムスタンプを付与するシステムを令和3年8月に導入 (都道府県で初めて)
- ・ 電子署名は原則として自然人 (個人) に対して発行することが前提とされており、法令上、本県の導入する職責による電子署名が利用可能か不明確であったため、解釈を示すよう令和4年1月にデジタル庁に要望

■利用実績 1,009 件 (R3.8月～R4.7月)



* PDF ファイルを開くと「署名済みであり、すべての署名が有効です。」と表示され、真正性が確認できる。

④ キャッシュレス化の推進

- ・ 県民サービスの向上のため、各種手続にキャッシュレス決済を導入

ア 申請手数料等のキャッシュレス化

歳入の種類	収納方法・収納場所	導入年月日	決済の種類
各種手数料 寄付金等	電子申請・届出システム	R2. 1. 20	クレジットカード ペイジー
運転免許更新手数料 更新時講習手数料 高齢者講習手数料等	運転免許センター	R3. 1. 18	クレジットカード 電子マネー QRコード決済
	警察署 (27カ所) 警察センター (2カ所)	R3. 5. 17	

※2 電子署名 電磁的記録に記録された情報について、作成者を示す目的で行われる暗号化等の措置

イ 県有施設等のキャッシュレスの導入 (R4.8.1 現在)

施設種類	導入施設数	主な施設
観光施設	13	国民宿舎鶴の岬、偕楽園等
博物館等	6	近代美術館、自然博物館等
病院施設	4	中央病院、こども病院等
会議場施設	2	つくば国際会議場等
スポーツ施設	3	カシマサッカースタジアム等
公園等	4	大子広域公園、植物園等
研修・文化施設	3	青少年会館、鹿行生涯学習センター等
合計	35	

ウ キャッシュレス納税

方法	導入年度	対象税目
クレジットカード納税	H27	自動車税 (種別割)
共通納税 (eLTAX) システム	R 元	法人県民税、法人事業税
	R 3	県民税配当割、県民税株式等譲渡所得割、県民税利子割
スマホ納税 ^{※3}	R 元	全税

(2) RPA、AIのデジタル技術を活用した業務の拡大

○ 施策の目的

デジタル技術を活用した業務を拡大し、職員が県民や県政の発展のために真に必要な業務に注力できる環境を整備

○ 内容

① RPA^{※4}の導入

- ・ 令和元年度から3年間で60業務にRPAを導入し (うち10業務は職員が令和3年度に内製開発したもの)、約6万7千時間の業務時間を削減 (見込み)

※3 スマホ納税 スマートフォン決済アプリ (PayPay、LINE Pay、PayB) による納付

※4 RPA (Robotic Process Automation) ルールエンジンや構造解析技術、画像認識技術などを組み合わせたソフトウェアを使って事務作業を自動化すること。デジタルレイバー (仮想的労働者) とも呼ばれる。

■主なR P A導入業務

R 元年度	R 2年度	R 3年度
<u>20 業務に導入</u> ・ 県立学校教職員の出張旅費の入力業務 ・ 出先機関や県立学校への予算令達業務 ・ 財務会計システムによる支出処理 ・ 財務会計システムへの支払先口座登録 ・ 源泉徴収一覧表の作成 など	<u>20 業務に導入</u> ・ 会計年度任用職員の勤務実績入力業務 ・ 会議室及び公用車の予約情報出力 ・ メール一括配信（異なる相手先・内容） ・ 調査表の取りまとめ業務 ・ 事業管理チェック業務 など	<u>20 業務に導入（うち 10 業務は内製開発）</u> ・ 教職員の昇給昇格等通知業務 ・ 入札情報公開サービス登録業務 ・ 時間外勤務管理のためのメッセージ送信 ・ メール添付ファイルの自動保存 ・ 請求書の作成及び起案 など

- 令和元年度に開発した財務会計のR P Aを、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための休業要請等に関する協力金の支払処理にも活用し、事業者に対して迅速に協力金を支給

■協力金の支払処理実績

	R 2年度	R 3年度	R 4年度 (～7月末)	計
処理件数	48,359 件	36,613 件	17,428 件	102,400 件
削減時間数	8,060 時間	6,102 時間	2,905 時間	17,067 時間

- 令和4年度では、HER-SYS（国の新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム）や県災害情報共有システムに新型コロナウイルス感染者のうち自宅療養者に関する情報を登録する作業をR P Aにより自動化
- 令和3年12月に、R P A設計上の不具合により、本来送信すべき庁内の所属以外の所属にデータが誤送信される個人情報漏えい事案が発生したことから、これを契機として導入済のR P A全てを点検し、必要に応じた改修を行い、信頼性を確保

② AI※5の導入

ア AI-OCR※6

- ・ 手書きの申請書等を、AIを活用した文字認識技術により電子データ化するシステムを令和元年6月に導入
- ・ 児童絵画展の応募用紙や請求書などを電子データ化するために活用



■利用業務 22 業務 (R4.7 月末現在)

イ AIチャットボット

- ・ 県民等からの問い合わせに 365 日 24 時間チャット (文章) で自動応答するシステムを令和2年3月に導入

■AIチャットボット導入業務 (R4.7 月末現在 : 10 業務に導入中)

R 元年度	R 2 年度	R 3 年度
<ul style="list-style-type: none"> ・ 自動車税・不動産取得税 (税額、納付方法等) ・ 茨城空港 (搭乗手続、サービス等) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 私立学校 (授業料軽減制度等) ・ 県立美術館 (入場料、休館日、アクセス等) ・ 電子入札システム (利用者登録、操作方法等) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定難病特定医療費 (助成制度、申請方法等) ・ 県立図書館 (資料の貸出や館内サービス等) ・ 建設業許可・入札参加資格 (変更が生じた場合の手続等) ・ 廃棄物処理業 (許可申請等) ・ 財務会計事務 [庁内向け] (契約・収入・支出の事務手続等)

※5 AI (Artificial Intelligence) 人工知能。知的な機械、特に、知的なコンピュータプログラムを作る科学と技術

※6 OCR (Optical Character Recognition) 光学文字認識

(3) デジタル技術を活用した課題解決策の検討

DX推進プロジェクト【R4 新規】

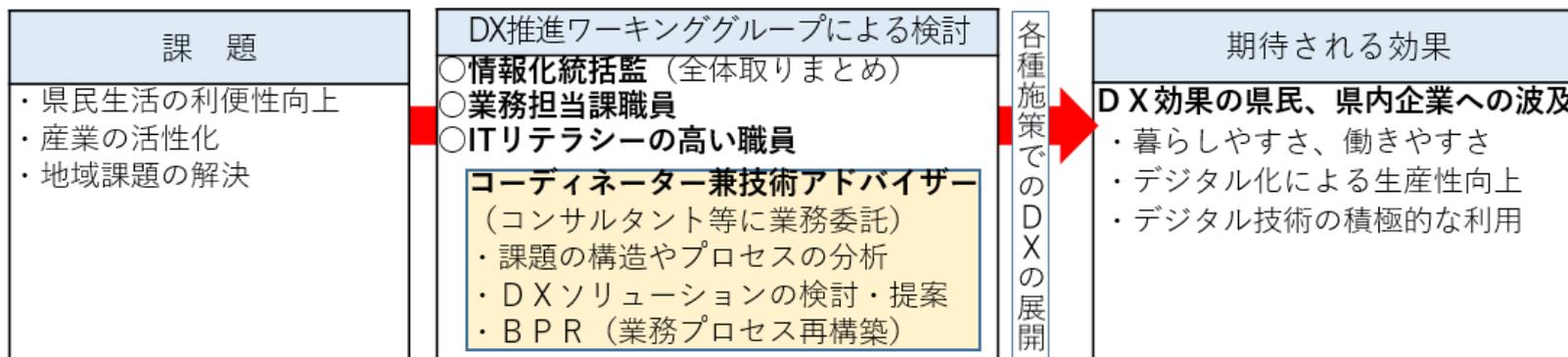
○ 施策の目的

多様化する行政課題・県民のニーズに対応するため、ビッグデータやAI、IoTなどのデジタル技術を活用した新たな行政サービスの創出や業務改革を推進

○ 内容

① デジタル技術による課題解決策の検討・実装

テーマ毎に関係課によるワーキンググループを設置し、コーディネーター兼技術アドバイザー（業務委託）のサポートを受けながら、具体的な方策を検討・実装



② 今年度取り組む課題（案）～新しい安心安全へのチャレンジ～

テーマ	取組内容
1 救急医療	傷病者情報をデジタル化し共有することにより、受入先選定の迅速化を図り救急搬送時間を短縮
2 防災	データや物理モデルとAIを組み合わせた浸水エリア予測により、的確な避難誘導を迅速に実施
3 防犯	犯罪データ解析による捜査員等の適正配置やAI画像解析技術を活用した防犯カメラ映像分析の効率化等による検挙率の向上
4 子育て	一時保育預け先の検索・予約サービス機能等を有したアプリ導入による子育て支援

2 デジタル人材の育成、活用

(1) デジタル人材の育成

○ 施策の目的

前例にとらわれずデジタル技術を活用して行政課題を解決するため、職員の意識改革に取り組むとともに、デジタル技術に関する知見を持ち現場の実態に沿った導入を進めることができる人材を育成

○ 内容

① 県職員DXアカデミー2022【R4 新規】

- デジタル技術を活用した政策形成をけん引する職員の育成

1 期間	R4.8月～R5.2月
2 内容	・DX概要、デジタル技術、データ活用法等についての学習 ・テーマを設定し、グループワーク形式でDX施策を立案・実装等
3 対象者	主事・技師から係長級までの職員
4 参加者数	20人程度

② 自治研修所研修

- DXに関する基礎知識を有する職員の育成

1 期間	R4.8.24～R4.8.25（2日間）
2 内容	・DXの基礎知識、進め方、RPAについての学習 ・講義、演習
3 対象者	係長級の職員（階層別研修における選択科目）
4 参加者数	40人程度

(2) 専門人材の活用

○ 施策の目的

各種ICT政策推進のため、ICTに関する専門的な知識・経験を有する人材を活用

○ 内容

① 情報化統括監（CIO）の採用

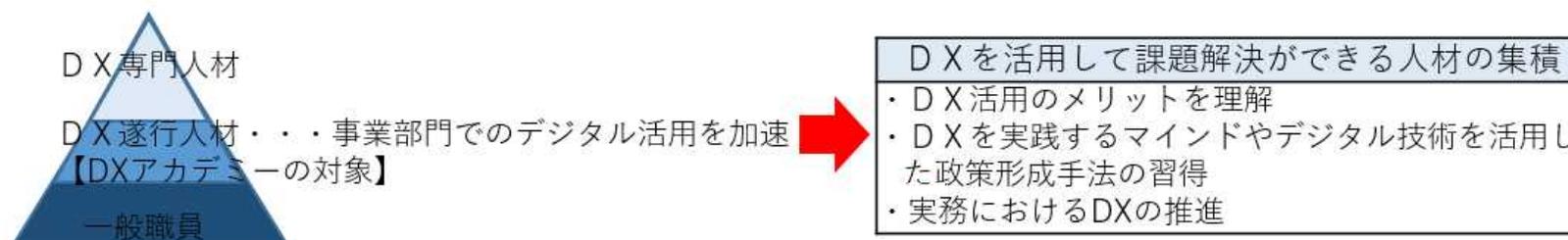
- 高度で専門的な知識・経験を有する人材を任期付職員として採用（配置先：政策企画部）

任期	役職	前職
R4. 4. 1～R6. 3. 31	次長級・常勤	政府CIO補佐官等

（主な業務内容）

- 庁内システム・ネットワークの適正な構築・管理運用に係る企画・計画、推進
- 県民・企業がDXの効果を実感できる施策の推進

【参考】デジタル人材育成・活用の考え方



3 行政情報システムの全体最適化

全体最適化プロジェクトの推進

○ 施策の目的

- ・ 本県では、平成 26 年度から、クラウドコンピューティング技術を活かした行政情報システムの集約化により、運用コストの削減、大規模災害時における業務継続性の強化、セキュリティの向上などを推進
- ・ 行政情報システムのさらなる最適化を図るため、新たな視点のもと、令和元年度に行政情報システム全体最適化計画を策定し、令和 2 年度から見直しに着手

【最適化の 3 つの視点】

- ・ サービス利用を原則とする
- ・ 他の都道府県との共同利用を推進する
- ・ システムを資産として保有しない

○ 内容

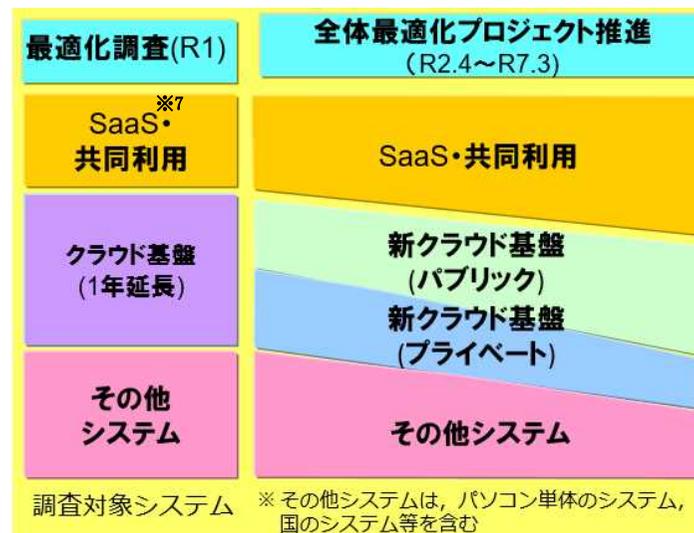
① 全体最適化計画

- ・ 見直し対象システム
65 システム
- ・ 最適化の実行期間
令和 2 ～ 6 年度（5 か年度）

* 連携先の都合や更新時期のタイミングなどにより、令和 6 年度までの最適化が困難と考えられる一部のシステムにおいては、令和 7 年度以降に最適化を実施

- ・ 取組内容
各システムの担当課において「最適化の 3 つの視点」に基づき、システムの整備・運用のあり方を見直し

行政情報システム全体最適化ロードマップ^o



※7 SaaS (Software as a Service) ソフトウェアをクライアント側に導入するのではなく、サービス事業者側で稼働しているソフトウェアをインターネット経由でサービスとして利用すること

② 成果等

- 令和2年度
オンプレミス^{※8}からパブリッククラウド^{※9}などへの移行により、令和2年度システム更新執行分の3システム（大気常時監視システム等）について、令和2年度以降10年間で、計4.5億円を削減見込み
- 令和3年度
令和3年度システム更新執行分の3システム（教育情報ネットワークシステム等）について、令和3年度以降10年間で、計17.6億円を削減見込み
- 令和4年度
令和4年度システムの更新執行予定：校務支援システムなど2システム
令和5年度予算要求対象：自動車リサイクル法業者管理システムなど3システム

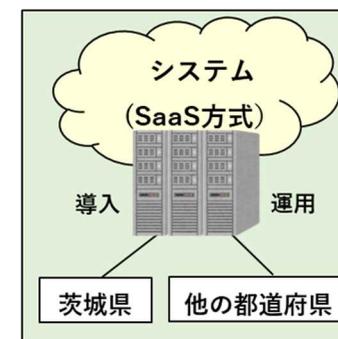
(参考) 他の都道府県との基幹システムの共同利用の検討例

- 税務システム
都道府県で利用できるSaaS方式によるパッケージソフトをノンカスタマイズで導入
- 給与システム
埼玉県のシステムをノンカスタマイズ^{※10}で導入し、運用管理も共同化



初期導入と運用に係るコストを大幅削減

【税務システムの共同利用イメージ】



※8 オンプレミス サーバーやソフトウェア等の情報システムを、使用者が管理する施設内に設置し、運用すること
※9 パブリッククラウド 一般のユーザー向けにクラウドコンピューティング環境をインターネット経由で提供するサービス
※10 ノンカスタマイズ 既製品のコンピューターやソフトウェアの仕様を使用者の使い勝手に合わせて変更しないこと

4 自治体情報システムの標準化・共通化

基幹系システム（20 業務）の標準仕様準拠システムへの移行

○ 施策の目的

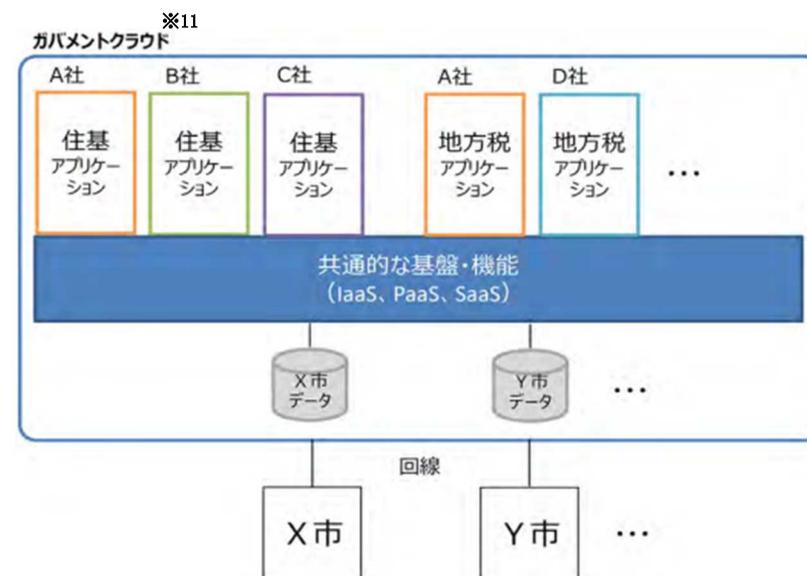
- ・ 地方公共団体が基本的な事務を処理するための情報システム（基幹系情報システム）は、個別に構築し、カスタマイズが行われており、利用しやすい一方で以下のデメリットが内在
 - 維持管理・制度改正時の改修に個別対応が必要になるため、負担が大きい
 - システム毎の差異の調整が負担となり、共同利用が進まない
- ・ 基幹系情報システムを標準化することにより、人的・財政的な負担軽減を図り、住民への直接的なサービス提供や地域の実情を踏まえた企画立案業務などに注力できるようにするとともに、オンライン申請等を全国に普及させるための基盤を構築

○ 内容

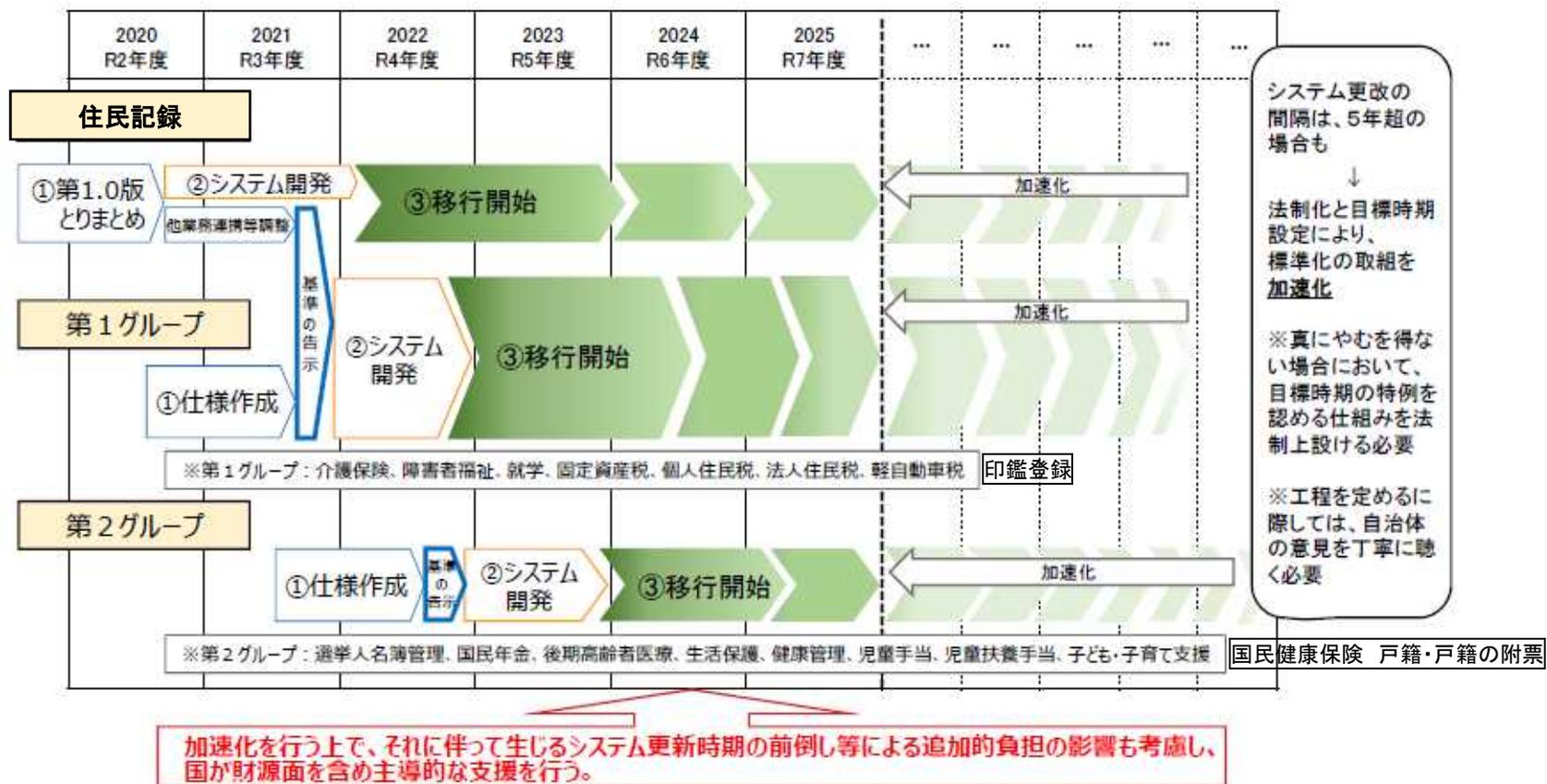
① 対象とスケジュール

次の情報システムを令和7年度までに国が策定する標準仕様
準拠したシステムに移行

- 先行 : 住民記録
- 第1グループ : 介護保険、障害者福祉、就学、固定資産税、
個人住民税、法人住民税、軽自動車税、
印鑑登録
- 第2グループ : 選挙人名簿管理、国民年金、後期高齢者医療、
生活保護、健康管理、児童手当、児童扶養手当、
子ども・子育て支援、国民健康保険、戸籍、
戸籍の附票



※11 **ガバメントクラウド** 国の行政機関や地方自治体の様々な業務システムをまとめて、ひとつのクラウド上の基盤に構築し、クラウドサービスとして利用できるようにする「IT 基盤」のこと。



出典：R2.9.25 総務省説明資料
(R4.8 追記)

② 国の施策・支援

- ・ 令和2年12月に自治体におけるDX推進体制の構築や重点取組事項について定める「自治体DX推進計画」を、令和3年7月に自治体における情報システムの標準化に係る手順を示す「自治体DX推進手順書」を公表
- ・ 令和3年9月に情報システムの標準化の対象範囲や基準を定める「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」を施行
- ・ 令和4年1月に情報システムの標準化対象事務を定める政令を施行。従来対象となっていた17業務に、戸籍、戸籍の附票及び印鑑登録の3業務を追加（対象業務は全20業務）
- ・ 住民記録及び第1グループの標準仕様については、令和3年度中に公開済み。第2グループの標準仕様については、令和4年度夏に公開予定
- ・ 各システムベンダーにおいては、令和4年度夏に全ての標準仕様が出そろったタイミングで、標準仕様準拠システム開発に本格的に着手する予定

③ 都道府県の役割

「自治体DX推進計画」に基づき、市区町村における個別の施策の着実な推進、デジタル技術の共同導入等を支援

(本県の取組)

市町村ごとの進捗状況の把握、情報提供・市町村間の情報交換の場づくり、技術面からの助言などを行い、情報システムの標準化の達成を支援

5 市町村の取組支援

(1) 行政手続のオンライン化の促進

○ 施策の目的

- ・ 「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成 14 年法律第 151 号）」により、国においては行政手続のオンライン化が原則となり、地方公共団体においては努力義務化。また、「自治体DX推進計画」において、自治体の行政手続のオンライン化が重点取組事項の一つに位置付け
- ・ 県民がいつでも、どこにいても必要な行政手続ができるよう、国が定める「地方公共団体が優先的にオンライン化を推進すべき手続（子育て、介護、被災者支援関係のほか、オンライン化の推進による住民等の利便性の向上や業務の効率化効果が高いと考えられる 58 手続）」をはじめ、対応可能な全ての行政手続がオンラインでできるように、積極的な取組を推進

○ 内容

- ・ 本県では、全市町村が「いばらき電子申請・届出サービス」を活用して各種行政手続をオンライン化することが可能
- ・ また、国は令和 4 年度末を目標に、全自治体で、特に国民の利便性向上に資する 31 手続について、マイナポータルからマイナンバーカードを用いてオンライン手続を可能にすることとしており、県の手続を除く 27 手続について、多くの市町村で今年度中にオンライン化の予定

(県の市町村支援の取組)

- ・ 手続ごとの申請画面の作成と共有
- ・ 電子納付機能導入の支援
- ・ 担当者向け勉強会の実施
- ・ 各市町村の進捗状況の把握とフォローアップ

地方公共団体が優先的にオンライン化を推進すべき手続
(デジタル・ガバメント実行計画(令和2年12月25日閣議決定)より)

a) 処理件数が多く、オンライン化の推進による住民等の利便性の向上や業務の効率化効果が高いと考えられる手続

- 1) 図書館の図書貸出予約等
- 2) 文化・スポーツ施設等の利用予約
- 3) 研修・講習・各種イベント等の申込
- 4) 地方税申告手続 (eLTAX)
- 5) 自動車税環境性能割の申告納付
- 6) 自動車税の賦課徴収に関する事項の申告又は報告
- 7) 自動車税住所変更届
- 8) 水道使用開始届等
- 9) 港湾関係手続
- 10) 道路占用許可申請等
- 11) 道路使用許可の申請
- 12) 自動車の保管場所証明の申請
- 13) 駐車許可の申請
- 14) 建築確認
- 15) 粗大ごみ収集の申込
- 16) 産業廃棄物の処理、運搬の実績報告
- 17) 犬の登録申請、死亡届
- 18) 感染症調査報告
- 19) 職員採用試験申込
- 20) 就業構造基本調査
- 21) 入札参加資格審査申請等
- 22) 入札
- 23) 衆議院・参議院選挙の不在者投票用紙等の請求
- 24) 消防法令における申請・届出等

b) 住民のライフイベントに際し、多数存在する手続をワンストップで行うために必要と考えられる手続

ア. 子育て関係

- 1) 児童手当等の受給資格及び児童手当の額についての認定請求
- 2) 児童手当等の額の改定の請求及び届出
- 3) 氏名変更/住所変更等の届出
- 4) 受給事由消滅の届出
- 5) 未支払の児童手当等の請求

- 6) 児童手当等に係る寄附の申出
- 7) 児童手当に係る寄附変更等の申出
- 8) 受給資格者の申出による学校給食費等の徴収等の申出
- 9) 受給資格者の申出による学校給食費等の徴収等の変更等の申出
- 10) 児童手当等の現況届
- 11) 支給認定の申請
- 12) 保育施設等の利用申込
- 13) 保育施設等の現況届
- 14) 児童扶養手当の現況届の事前送信
- 15) 妊娠の届出

イ. 介護関係

- 1) 要介護・要支援認定の申請
- 2) 要介護・要支援更新認定の申請
- 3) 要介護・要支援状態区分変更認定の申請
- 4) 居宅(介護予防)サービス計画作成(変更)依頼の届出
- 5) 介護保険負担割合証の再交付申請
- 6) 被保険者証の再交付申請
- 7) 高額介護(予防)サービス費の支給申請
- 8) 介護保険負担限度額認定申請
- 9) 居宅介護(介護予防)福祉用具購入費の支給申請
- 10) 居宅介護(介護予防)住宅改修費の支給申請
- 11) 住所移転後の要介護・要支援認定申請

ウ. 被災者支援関係

- 1) 罹(り)災証明書発行申請
- 2) 応急仮設住宅の入居申請
- 3) 応急修理の実施申請
- 4) 障害物除去の実施申請
- 5) 災害弔慰金の支給申請
- 6) 災害障害見舞金の支給申請
- 7) 災害援護資金の貸付申請
- 8) 被災者生活再建支援金の支給申請

合計 58 手続 (一部は市町村ではなく、県の手続)。

下線は「自治体 DX 推進計画」において「特に国民の利便性向上に資する手続」とされた 31 手続。
(内、都道府県対象手続は 4 手続 (a-5,6,7,12))

(2) マイナンバーカードの普及促進

○ 施策の目的

- ・ マイナンバーやマイナンバーカードは、行政のデジタル化に向けた以下の項目を実現するための基盤
 - ①行政手続のオンライン化
 - ②本人確認や手数料納付のオンライン化
 - ③申請手続における添付書類の省略（行政機関間の情報連携等によって入手・参照できる情報）
- ・ 国では、令和4年度末にマイナンバーカードの交付率をほぼ100%とすることを目指しており、マイナンバーカードの普及促進のため、マイナポイント事業や利活用シーンの拡大などを実施

【マイナポイント事業（マイナポイント第2弾）】

- ・ マイナンバーカードを取得した方に、最大5,000円分のポイントを付与
- ・ 健康保険証としての利用申し込みを行った方、及び公金受取口座の登録を行った方に、それぞれ7,500円分のポイントを付与
- * 令和4年9月末までにマイナンバーカードの申請を行った方が対象。申込・付与期限は、令和5年2月末

【利活用シーンの拡大】

- ・ 健康保険証としての利用
- ・ 住民票等のコンビニ交付サービス
- ・ 民間サービスにおけるオンラインでの本人確認
- ・ マイナポータルにおけるサービスの提供
- ・ 職員証・社員証としての利用
- ・ マイナンバーカードを活用した各種カード等のデジタル化等

○ 内容

① 茨城県の取得状況

7月末時点で、茨城県内のマイナンバーカードの交付率は43.8%、全国31位（参考：全国45.9%）

② 県の取組

- ・ 各市町村の進捗状況の把握とフォローアップ
- ・ 重点的フォローアップ対象団体^{※12}となった市町村へ、県幹部からメールにて直接働きかけ
- ・ 関係団体へ個別に取得促進の働きかけ
- ・ 県職員の取得支援（県庁舎等での出張申請受付を市町村へ働きかけ）

※12 重点的フォローアップ対象団体 交付枚数率及び先月からの伸び率を勘案して重点的なフォローアップが必要だと国で定めた団体

○マイナンバーカード普及促進に向けたスケジュール（総務省）

